

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和8年7月24日

要望団体名：一般国道107号（川尻・当楽間）改良整備促進期成同盟会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1 災害復旧事業完了後の景観対策	錦秋湖周辺の景観対策については、国土交通省、西和賀町、北上土木センターの3者での調整を踏まえ、「かわまちづくり計画」との整合を図りながら、令和8年度中の残土仮置き場の撤去完了を目指して工事を進めていきます。	A
2 防災機能の強化と走行時間短縮及び冬期間の安全性向上	大荒沢トンネルの改良及び和賀仙人～当楽間の整備については、急峻な地形であり、大規模な事業となることが想定されることから、慎重な検討が必要であると考えており、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。（C：2） 杉名畑地区の線形改良については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。（C）	C：3

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの (6) その他、上記に類するもの ※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3) その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 県の行政には馴染まないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他、上記に類するもの
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類